

## 特別養護老人ホーム転生園非常用自家発電設備取替工事仕様書

## 1. 工事名称

(ア) 令和元年度特別養護老人ホーム転生園非常用発電設備取替工事

## 2. 場所

(ア) 沖縄県島尻郡八重瀬町字安里 670 番地

## 3. 工事期間

(ア) 契約締結の日から令和 2 年 3 月 20 日まで(工事終期については必要に応じて令和 2 年度への繰り越しも認めるものとする)

## 4. 工事内訳

(ア) 工事内訳は以下のとおり

既存非常用自家発電設備(80KVA)を 115KVA 設備に取り替える

番号	名称及び規格	数量	単位	備考
1	非常用発電機 115KVA 60Hz	1	台	型式、燃料タンクについての情報等も記載
2	既存設備撤去/新設備設置	1	式	撤去/設置別々の見積
3	既存電源ケーブル端子への機器接続	1	式	
4	運転(性能)確認	1	式	確認方法記載
5	撤去設備の廃棄	1	式	廃棄方法を記載

## 5. 支払い方法

(ア) 令和元年度沖縄県及び八重瀬町の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業補助金の入金後に支払う

## 6. 工事基本事項

(ア) 工事の実施に関し、受注者は次の(イ)～(オ)の事項を遵守し、誠意をもって業務を遂行すること

(イ) 関係法令等の遵守及び手続等

- ① 消防法、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守して業務を行う
- ② 業務に関連して必要な官公署等への諸手続きは、速やかに受注者が行うものであり、これに要する経費は受注者の負担とする

(ウ) 転生園及び法人敷地内並びにその周辺への立ち入り等

- ① 当該工事期間、転生園及び法人敷地内並びにその周辺への立ち入り等については、車両も含め予め双方で確認したことを守ること
- ② 敷地内は高齢者の生活の場であるということを理解し、法人運営が円滑にできるように、当法人の職員と相互に協力し工事を遂行する

(エ) 現場の管理

- ① 受注者は、工事の着手に先立ち、点検業務に必要な資格を有する者を業務担当者としその中から業務を総合的に把握し調整・連絡するものを選任する
- ② 業務責任者は点検中作業現場に常駐し、作業現場の安全衛生に関する管理について責任を負い関係法令に従って業務を行うこと
- ③ 業務責任者は作業等については、本法人の担当者と十分に協議し、安全確保に努めること。また、第三者や造営物に損害を与えないように留意すること
- ④ 万一損害を来した場合は受注者において処理・解決に当たること

(オ) 本工事等に疑義が生じたときは、本法人担当職員との協議によるものとする

7. 報告書及びその他提出書類(任意様式)

- (ア) 工事計画書
- (イ) 工事料内訳書
- (ウ) 作業予定表
- (エ) 工事結果報告書
- (オ) 関係機関等への報告
- (カ) 作業写真

8. 問い合わせ先

担当者 内間郁伸  
社会福祉法人転生会 特別養護老人ホーム転生園  
沖縄県島尻郡八重瀬町字安里 670 番地  
電話番号：098-998-7652  
FAX： 098-998-7653  
e-mail： uchimaik@southernx.ne.jp